

# 三井江戸両替店史料補遺

——紙背文書による「勘定目録」の復原——

田中康雄

筆者は先に三井江戸両替店の経営について検討を加えようとした際、その史料として同店「勘定目録」を取上げたことがあるが、今回三井文庫所蔵資料中に紙背文書として若干年代の古い「勘定目録」を見出したので、その補遺史料として翻刻・紹介しておくたい。

これは紙背文書であるため、通常の閲覧が困難であることと、年代的に両替店「勘定目録」の上限を上げるものであることなどに鑑み、そのうちの一分(宝暦六年秋季)ではあるが翻刻に附することとした。

古文書学的に言えば、このケースは新しい様式の古文書を見出したということではなく、既存の様式の量的追加、年代的遡及ということになる。

近世文書は古代・中世文書に比べ、量と種類の両面で極めて多いという点の特徴であるといわれる。近世の紙背文書の形態もその中で一定の特徴があることが想定されるが、今のところそれについて体系的に取扱われたことはないようである。近世文書の量

と種類の多さに追われて紙背文書にまで手が廻りかねるといいうのが現状であるのかもしれない。しかし紙背文書は、近世文書の作られ方、保存のされ方など近世古文書学の上で、考慮に入れるべき一つの問題にはなり得ると思われる。この史料紹介はその材料の一つとして見て頂くことも可能であると思う。

## 紙背「勘定目録」の分布

当該「勘定目録」は三井大元方の書状控帳の紙背にある。大元方は三井家家業の中枢機関であったから、そこには呉服店、両替店等の各営業店から事業に関する各種の連絡、報告が届けられ、またそこから各店への連絡、通達も差出される。「勘定目録」は各店の、最終的には大元方に対して提出された営業報告書格的性格をもつものであったから、各店の「勘定目録」は大元方に保管されていた。両替店に限って言えば「勘定目録」の本書は継年的には各店とも文政元年(一八一八)からのものが現存し、例外を除いて文化一四年(一八一七)以前の分は廃棄されている。尤も

「勘定目録」を写し留めた「目録留(控)」帳が別に各店に存在するので、内容的には廃棄された年代のものも見ることが出来る。

(第一表参照)

一方大元方から諸方に出される書状は書状控帳を作って写し留められていた。この控帳には「江戸書通控」、「大坂書通控」、「勢州書通控」、「松坂書状控」、「書状之控帳」その他の種類がある。これら書状控帳は発送する書状の文言を写し留めておくだけのものであるから、その用紙は必ずしも新しいものでなくともよく、反古紙がしばしば使われている。大元方の書状控帳について概観すると、現在するそれのおよそ半数近くに反古紙が使われている。その紙は勘定帳簿と書状(大元方宛に送られて来たものとみられる)とを反古にしたものが多く、各店勘定目録類がこれに次ぐ。大元方書状控帳は美濃判折り紙を百数十枚ほどずつ麻ひもで綴って、厚紙の表紙をつけた、いわゆる長帳で、これら反古紙はいずれももとの簿冊を崩したあと、折目をそのまゝ、折り返して裏返しにし、綴じ直せば形態を簡単に整えることができるのである。

このような反古紙が使われている大元方書状控帳は、年代的にみて概して幕末のものほど多いように見受けられるが、「松坂書状控」の如く殆んど現存する大部分が反古紙であるものもある。

さてこゝに整理した三井江戸両替店の紙背「勘定目録」は、左の大元方書状控帳の中に分布している。

○江戸書通控(文化三〇五) 別七一三甲 一三三枚

裏 大坂両替店勘定目録 一〇八枚

江戸両替店勘定目録 二五枚

○松坂書状控(文化一四〇文政三) 別七四九 一八四枚

裏 金銀出入帳 一〇二枚

大坂両替店勘定目録 六三枚

江戸両替店勘定目録 七枚

(白) 一三枚

○書状之控帳(文化一一一〜一四) 別八三一 一五五枚

裏 江戸両替店勘定目録 一一七枚

大坂両替店勘定目録 二一枚

(白) 一七枚

もとよりこの分布状態だけから云々することはできないが、大元方書状控帳全体の中でこの分布状態を概観的に位置づけてみた所と合わせてみると、ごく概括的に次のことが言えるように思われる。

まず第一に、江戸両替店「勘定目録」は大坂両替店「勘定目録」と混在しており、しかも大坂両替店「勘定目録」は江戸両替店「勘定目録」と同じ(後述の如く宝暦、明和年代)年代のものであると推測されること。

次にこれらの「勘定目録」は文化年代(一八〇四—一八一七)の諸種大元方書状控帳に横断的に分布しているということである。つまり宝暦、明和年代(一七五一—一七七二)の「勘定目録」がまとまって文化年代の大元方書状控帳を作るのに使われている

ということである。

このことは「勘定目録」の崩され（廃棄）方と密接な関連をもっている。大元方「崩帳面之控」(三井文庫所蔵資料 統一七一八)によれば両替店全体の「勘定目録」が崩されているのが四回ほど判明する。このうち宝曆八年(一七五八)から明和八年(一七七二)に至る分がまとめて崩されており、その年代は一応文化一〇年(一八一三)頃とみなすことができる。

右の分布状態はこの崩された「勘定目録」がその時の書状控帳を作るのにそのまま、すぐにまとめて用いられているということを示している。従ってこの場合、一定期間に亘るものを一時点で一度に廃棄し、それをまた一度に他の書類を作製するのに使用したというケースとして把えることができる。

#### 復原の過程と結果

右のように江戸両替店の紙背「勘定目録」は三冊の大元方書状控帳に分布している。結果からみると、その分布状態は案外同じ年の勘定目録同志まとまっていたのであるが、いずれにしてもバラバラのものを、同じ年季毎にまとめ、さらに順序を整えなければならぬ。これらの作業は論理的に矛盾のないよう理詰めで進めていけばよいことである。ただそれには場合に応じて有効な方法というものがあろうに思う。以下今回の復原に際し手がかりになった点を挙げておきたい。

まず第一に江戸両替店の「勘定目録」と他の店のそれとを区別

しなければならぬ。これには、店名の書いてある表紙や差出者の記されている部分は除いて、一番判りやすいのは金高表示の箇所である。金表示か銀表示かという点と、そこに捺してある照合印とその数(この場合江戸店は二つである)<sup>(2)</sup>の二点で、これによって殆んど誤まりなく区別できた。尤もその際、勘定項目など内容に関する経験的知識も基本的に働いており、その前提が必要ではあるが。

次に各季ごとにとまとめ、順序を揃え、年代を確定しなければならぬ。これらの作業は相互に関連を持っており、同時に進行することになる場合が多く、判りやすい点から確定していく。

その第一はもとより表紙と差出日付のある部分で、最初に除くことができる。次に手がかりとなるのは、やはり金高の部分に捺された照合印であり、二つの照合印の異同とその組合わせによって九組の類別が可能となった。これを既存の「勘定目録」と比べて、各部分の配置や枚数を確かめ、なお検算した結果、一組を除いて他の八組は一季分ずつのものであることが確認できた。残った一組は枚数や各部分の重複具合から、三季分であることが推測され、それを更に各種検算や逆算によって確かめていくが、この確定は他の組の年代が判ってくる段階まで残された。

次に、表紙・日付部分と本文部分との結合、つまり本文部分の年代確定は、勘定項目中の年代を推測できる箇所(これも干支で記載されている)から決められる。

同季分内の配列順は既存の「勘定目録」を参考にするほかない

が、各勘定項目の配置は大体決まっております、小部分を除いて比較的容易につなげることができる。この場合、毎季きまっております項目が一番目印にしやすい。その位置が大体きまっておりますからである。

これらの過程は順序立てて進めたのではなく、実際には錯誤を繰返しながら複合的に進行したのである。しかも各部分が完全に揃っているわけではないので、各記載数字を年代別に作表し、逆算値を算出しながらはめ込んでいくことも必要であり、有効であった。

最後に年代、照合印など手がかりが全くない部分、すなわち宛書の箇所などは、差出書、日付、判明している部分の宛書からそれらを年代順の表につくり、名前の変遷（昇進等による）から推測してはめ込むよりほかなかった。しかしその結果はほぼ誤りないと考えてよいものである。

復原過程全体としてみると、照合印による区分けができたことが基本的に作業を容易にしたといえる。この場合、年代的に近接して書いて書き手が同じケースが多いためか、筆跡による判別は決め手とはなり得なかった。

以上の復原結果は第二表に示す通りである。全体として比較的無駄な部分がなく、明確に位置づけられたのは、年代が集中していたためであり、第二に勘定目録一季分の枚数が他店に比べてそれほど多くなく、各部分の位置づけがたやすかったことによるものと考えられる。

結局のところ、ほぼ一・二季分の勘定目録が見出されたことにあり、中にはほぼ完全なものも含まれる。これはこの時廃棄された宝暦元年（一七五一）秋季から明和八年（一七七二）までの分のおよそ半分に当る。裏表紙が見当たらないのは、それが殆んど白紙に近いので別の用途に充てたためであろうかと思われる。

既存の「勘定目録」と年代的に比べてみると、両替店の「勘定目録」の本書の中では最も古いものとなり、内容的にも江戸両替店としては約三〇年ほど遡ることができるものとして位置づけられる。ことに江戸時代の三井の歴史の上で、制度的にも転換期であった安水期（一七七二—一七八〇）以前のものであることは、一定の意義をもつものであると思う。

#### 復原された「勘定目録」の特徴

復原された「勘定目録」自体について、今のところ詳しい検討を終えていないので、こゝでは極く表面的に眼についた所だけを挙げておきたい。

まず形態的な点では、一季分の枚数としては宝暦年代（一七五一—一七六三）のものは幾分少ないが、明和年代（一七六四—一七七二）のものは既存の文政頃（一八一八—一八二九）のものとは比べられない。体裁の上からも殆ど変る所はなく、料紙に既存のものに比べかなり厚手のものが用いられている点が目立つ程度である。

記載の仕方に関しては、たとえば貸方、預方の差引計算の箇所

で、貸方へ高に預方へ高をもう一度並べて記載せず、貸方へ高にすぐ続けて差引高を記載している点、後代のものと相違している程度で、この点についても余り変化はないと言える。

次に内容的には、筆者は先稿で江戸両替店の「勘定目録」からいくつかの数値を取上げて整理したことがあるので、今回もこれにならない先稿の諸表につき足す形で整理したので、これによってみて頂きたいと思う。これは同時にこゝに翻刻できなかった分の補いともなると思う。

今回の作表に当っては、先稿で使うことを保留しておいた史料について、今回復原された「勘定目録」とつき合わせた結果、その性格がはっきりしたので、補完史料として併用してある。

選んだ数字は、必然的に先稿で定めた中心的課題である貸付金に重点が置かれることになるのはこの際止むを得ない。以下に内容的な特徴を列挙すれば、

- 一、貸付金合計高は、天明・寛政期（一七八一—一八〇〇）より多い。一方貸方合計高は明和期（一七六四—一七七二）においては天明・寛政期と変りなく、宝暦期（一七五一—一七六三）はそれより多い。従って貸方において貸付金の占める割合は宝暦期が極めて高くなっている。これは史料の存在する他のどの時期よりも高い値である。
- 二、貸付金の種類は少ない。ことに明和七年（一七七〇）以前は三種類となつている。

種類別では、天明期（一七八一—一七八八）以降一、〇〇

〇両合しかない家質貸の金額が多いことが極めて特徴的である。

三、貸付対象としては、特定商人（海保半兵衛）に対する貸付額が極めて多く、宝暦六年（一七五六）秋季末においては海保半兵衛名前の各種貸付金を合計すると三六、〇〇〇両に上り、全貸付金中の六四％を占めるほどである。この値は、これ以降減少するといえ極めて特殊な事情を推測せしめさせる。

四、貸方中における抱屋敷は極めて少ない。宝暦六、八年では、この直前に大元方へ付け替えたこともあつてか一ヶ所<sup>3)</sup>なく、明和期においても二ヶ所程度にすぎない。これは安永期を境にして大元方と両替店の関係、また両替店の経営の中で抱屋敷のもつ意義などが変化しているためではないかとも考えられるが、後考をまたなければならぬ。

五、預り方における京両替店のもつ比重（主に投融資額としての）は、後代と変らず大きい。

六、入方、払方における内訳の態様は後代と殆ど変る所がない。一方宝暦期（一七五一—一七六三）の利益金の額そのものは他の時期と比べ多いとはいえないが、これを貸方金額との比較でみると極めて高い値を示し、非常に特徴的である。

等の点が目につく。尤もこれらの数字も断片的な部分があり、全体として本格的な検討をまつべきことであることは言う迄もない。

第1表 三井両替店勘定目録年表

京 両 替 店		江 戸 両 替 店		大 坂 両 替 店		
勘定目録	目 録 留	勘定目録	江戸店目録留 (取両替店留)	勘定目録	目 録 控	大阪店目録留 (京両替店留)
					享保13 (春)(秋)	
					宝暦13 (春)(秋)	
		*宝暦 6 (秋)				
		*宝暦 8 (秋)				
		*明和元 (春)				
		*明和 3 (春)(秋)				
		*明和 6 (春)				
安永元 (秋)						
安永 2 (春)(秋)						
・安永 3 (春)		・安永 3 (春)		・安永 3 (春)		
	天明 6 (春)(秋)		天明 6 (春)(秋)	天明 3 (春)		
寛政 3 (春)(秋)					寛政 6 (春)(秋)	
寛政10 (春)(秋)						寛政10 (春)(秋)
	享和 3 (春)(秋)				文化 6 (春)(秋)	
	文化 7 (春)(秋)					
	文化11 (春)(秋)					
文政元 (春)(秋)		文政元 (春)(秋)		文政元 (春)(秋)	文政元 (春)(秋)	
	文政 2 (春)(秋)		文政 6 (春)(秋)			

\* 印は復原勘定目録. ・印は写し

第2表 江戸両替店紙背勘定目録の復原状態

枚数	裏表紙	差出・宛書, 入方・払方	貸方	預り方	表紙	
12	×	……○ ○ ○)	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○]	×	宝暦 6 春秋
12	×	……○ ○ ○)	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○]	×	7 春秋
(7)			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○]			8 春秋
16	×	[○ ○ ○ ○]	[○ ○ 〇 〇 ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○]	○	9 春秋
1		○				10 春秋
16	×	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	○	11 春秋
17	×	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	○ [○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	○	12 春秋
15	×	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	○	13 春秋
10	×	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ..... ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	○	明和元 春秋
16	×	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	○	2 春秋
13	×	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○ ○ ○ .....]	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	○	3 春秋
14	[○	= ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○ ○ ○ .....]	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	○	4 春秋
			[○ ○ ..... ○ ○ ○ ○]	[○ ○ ○ ○ ○ ○]	○	5 春秋
				[○ ○ ○ ○ ○ ○]	○	6 春秋

(注) ×は1枚分の欠落。……は枚数不明の欠落。宝暦12年秋季分は推定。

三井江戸両替店史料補遺(田中)

第5表へ続く)

預 り 方			
春 季		秋 季	
円	匁	円	匁
		58,722.	5,512.407
		72,594.	291,638.273
76,074.	23,498.344		
75,177.3	164,198.417	99,353.1	417,531.229
78,065.3	31,156.651	96,433.2	554,705.457
77,049.	124,764.029	(89,682.3	68,825.283)
59,663.2	113,883.907		

利 足 入				歩切賃銀銭売買直達徳			
春 季		秋 季		春 季		秋 季	
円	匁	円	匁	円	匁	円	匁
		2,912.	5,406.97			41.	6,217.655
		2,461.	2,151.287			38.1	7,874.749
2,635.3	6,886.39				3,691.188		
2,188.1	3,871.303	2,362.1	6,059.556	7,923.722	39.2	5,220.389	
2,476.2	8,249.074	2,690.1	394.96	3,339.036	39.1	10,010.615	
2,453.	3,986.07	2,264.	5,875.02	8,146.125	38.1	5,473.951	
2,074.	4,726.58			7,770.307			



三井江戸両替店史料補遺（田中）

第3表 江戸両替店の貸方および預り方表(『三井文庫論叢』第3号24・25頁)

	貸 方			
	春 季		秋 季	
	両	匁	両	匁
宝暦 6			60,202.2	5,518.402
7				
8			73,635.1	291,644.179
9				
10				
11				
12				
13				
明和元	76,888.2	23,500.282		
2				
3	75,779.1	164,208.642	100,091.	417,542.014
4	78,797.	31,171.481	97,496.3	554,713.392
5	77,806.3	124,777.704	90,298.3	68,828.914
6	60,382.2	113,895.474		
—				

(注) ( )内の数字は逆算値

第5表 江戸両店入方内訳表(『三井文庫論叢』第3号35・36頁第7表へ続く)

	入 方 合 計				家方功納之外ニツ割高			
	春 季		秋 季		春 季		秋 季	
	両	匁	両	匁	両	匁	両	匁
宝暦 6			3,206.1	11,639.435			253.1	14.81
7								
8			2,792.	10,040.706			292.3	14.67
9								
10								
11								
12								
13								
明和元	2,895.1	10,583.678			259.2	6.1		
2								
3	2,496.3	11,806.285	2,668.1	11,294.475	308.2	11.26	266.2	14.53
4	2,774.1	11,600.25	3,099.3	10,415.025	297.3	12.14	370.1	9.45
5	2,706.3	12,141.115	2,504.1	11,362.071	253.3	8.92	202.	13.1
6	2,316.	12,506.377			242.	9.49		
—								

続く)

准后様貸附		御用御貸附		御為替御用金貸附			
春季	秋季	春季	秋季	春季	秋季	春季	秋季
	40,500						
	29,850						
	31,450						
17,900							
14,450	28,550						
23,420	29,900						
22,450	29,650						
18,300	19,350						
20,400	29,750						
25,800	29,950	400	900				
19,550	30,700	900	2,600				
21,000	22,500	2,550	2,600		5,200		
10,400	13,550	2,400	3,200	11,100	13,600		
10,200	19,000	2,300	4,550	1,300	10,300		
13,050	17,650	3,700	4,300	10,500	9,800		
10,800	17,250	3,900	3,950	9,500	10,800		
12,650	16,050	3,300	2,600	13,300	12,400		
12,700	12,950	2,100	2,700	14,300	14,900		
12,050	20,200	4,750	6,050	11,600	15,000		
20,700	22,200	4,950	5,450	18,100	16,100		
14,900	22,450	4,600	5,800	8,530	14,930		
11,850	17,150	4,600	6,150	10,900	13,900		
15,150	20,050	6,450	7,100	13,000	14,900		
12,850	18,600	6,300	4,800	10,400	13,400		

三井江戸両替店史料補遺（田中）

第4表 江戸両替店貸付金種別表（『三井文庫論叢』第3号28・29頁第6表へ）

	貸付金合計		家質貸		米質貸			
	春季	秋季	春季	秋季	春季	秋季	春季	秋季
宝暦元								
2								
3								
4								
5								
6		{ 55,941 2.4 <sup>2</sup>		10,890		{ 4,551 2.4 <sup>2</sup>		
7								
8		62,670		29,070		3,750		
9								
10								
11								
12		64,370		28,610		4,310		
13								
明和元	52,450		31,320		3,230			
2								
3	52,530	65,070	34,370	33,350	3,710	3,170		
4	51,550	56,110	27,200	23,300	930	2,910		
5	45,650	55,720	22,700	19,600	500	6,470		
6	39,300	42,690	18,800	17,800	2,200	5,540		
7	40,920	51,730	17,500	16,300	3,020	5,680		
8	44,050	48,950	16,100	16,100	1,750	2,000		
安永元	37,250	52,200	16,100	18,900	700	—		
2	44,650	50,800	20,600	20,500	500	—		
3	39,000	46,150	15,100	15,800	—	—		
4	27,750	53,600	13,750	18,250	200	1,500		
5	51,300	50,150	18,250	16,400	1,500	2,000		
6	42,100	48,700	16,700	14,700	1,200	2,000		
7	45,450	44,150	14,700	10,700	1,500	2,400		
8	41,350	44,045	11,800	11,300	450	2,195		
9	39,700	52,450	11,300	9,300	—	1,900		
天明元	54,000	55,190	9,400	8,300	850	3,140		
2	26,080	52,680	7,500	7,500	550	2,000		
3	35,400	44,250	7,500	5,000	* 550	* 2,050		
4	39,250	46,330	4,150	3,480	* 500	* 800		
5	34,030	41,660	3,980	4,180	* 500	* 680		

（注） 明和4年以降は「明和四亥年以後五ヶ所目録見競」・「安永四未年以後五ヶ所目録見競」三井文庫所蔵史料統2678. 統2679により補足。\*印は質物貸。

第6表 江戸両替店の貸付金、延銀の対貸方比率表 (『三井文庫論叢』第3号40頁) 第8表へ続く

	貸方合計(A) (秋)	貸付金(B) (秋)	$\frac{B}{A} \times 100$	延銀(C) (春秋合計)	$\frac{C}{A} \times 100$
宝暦 元				2,013	
2				1,869	
3				2,212	
4				3,033	
5				2,965	
6	60,294	55,941	92.8	2,744	4.6
7				1,964	
8	78,495	62,670	79.8	1,646	2.1
9				2,499	
10				2,136	
11				2,084	
12		64,370		2,076	
13				1,511	
明和 元				1,928	
2				1,630	
3	107,050	65,070	60.8	1,339	1.3
4	106,741	56,110	52.6	1,794	1.7
5	91,445	55,720	60.9	1,374	1.5
6		42,690		1,249	
7		51,730		2,040	
8		48,950		2,083	
安永 元		52,200		1,338	
2		50,800		2,042	
3		46,150		1,166	
4		53,600		1,510	
5		50,150		1,523	
6		48,700		1,339	
7		44,150		1,716	
8		44,045		1,948	
9		52,450		1,831	
天明 元		55,190		2,523	
2		52,680		1,768	
3		44,250		1,338	
4		46,330		1,486	
5		41,660		1,327	

(注) 延銀は「歳々諸目録見解帳」三井文庫所蔵史料 本1387により補足。銀表示部分はいずれも60匁1両で換算。両未満は切捨。

(1) 拙稿「江戸時代後期における三井江戸両替店の経営動向」(『三井文庫論叢』第三号)

(2) 上下二つのうち、上は江戸勤番の三井家同族、下は江戸両替店の最上位手代のものである。

(3) 本号史料紹介「今井典子「大元方『家有帳』について」

凡 例

一、漢字は通用の字体に直した所がある。

一、一つ書きの「一」の部分にある合印、および金高表示の部分にある限合印は省略した。

一、今回見出した紙背「勘定目録」のうち、最も年代的に古く、ほぼ実質的に完全な宝暦六年秋季の分を選んだ。

(表紙欠)  
 (宝曆六年) 壬子七月十五日 十二月晦日迄勘定目録 江戸両替店

預り方

一金六千兩

京都店  
年サ

一金貳千兩

京都店  
家賃金引当  
年ツ

一金千五百兩

京都店  
年サ

一金千兩

大岡出雲守様  
年サ

一金四拾兩

福井 道智  
年サ

一金九百兩

京都店  
家守中年賦  
引当

一金三千兩

准后様  
年イ

一金四拾八兩

坂本新左衛門様  
月マ

一金百四拾兩

嶋半之允殿  
年サ

一金百兩

山本左仲殿  
年サ

一金三百兩

龜田喜四郎  
年サ

一金壹万九千百兩

京都店  
通用

一金千八拾貳兩壹分  
銀壹貫九拾玖分貳厘七毛

右同所  
差引残

一金貳拾四兩

大坂店  
差引残

一金壹万五千兩

京都店  
定借り年サ

一金三百兩

大元方  
定借り利なし

一金千六百兩

永退金預り  
利なし

一金百兩

花岳院  
寿性様詞堂金  
年サ

一金五拾兩

北原半右衛門  
年サ

一金五拾兩

那須 三立  
年サ

一金五拾兩

遠山佐野右衛門殿  
年サ

三井江戸両替店史料補遺（田中）

一金五拾兩	伊佐お千代殿 <small>年少</small>	一金三百三拾九兩	本町四丁目 取立高
一金四拾兩三分	御神楽講 <small>年少</small>	一銀八匁九分壹厘	取立高
一銀拾貳匁壹分貳厘	天神講 <small>年少</small>	一銀千拾三兩貳分	式拾五ヶ所 差引残
一金八拾三兩壹分	稻荷講 <small>年少</small>	一金六百八拾九兩貳分	家方四拾ヶ所 差引残
一銀九分	要金積 <small>利なし</small>	一銀拾壹匁九分七厘	
一金三千兩	店普請金積 <small>利なし</small>	金五万八千七百貳拾貳兩	
一金貳百五拾兩	杉岡弥太郎様 <small>年少</small>	銀五貫五百拾貳匁四分七毛	
一金七兩貳分	御褒美方	貸シ方	
一金拾五兩壹分	白子屋權兵衛 <small>大豆質内取</small>	一金壹万八百九拾兩	家質貸
一銀四貫三百三拾壹匁五分六厘	諸方利足預	内	飯田藤五郎 <small>年工</small>
一金百兩	丑春利足入	金七拾兩	富田善三郎 <small>年力サ</small>
一金四百兩	坂本町	桶町貳丁目表京間貳間半裏行 貳拾間但両面屋敷	升屋七右衛門 <small>年力サ</small>
一銀拾三匁七分五厘	取立高	金貳百兩	
一金六百三拾兩貳分		神田多町貳丁目表京間七間半 裏行貳拾間	
一銀三拾壹匁八分		金百五拾兩	
一金拾四兩貳分		三河町四丁目表京間五間裏行 貳拾間	
一銀拾匁八分七厘			

金五百兩

左門町表京間拾卷間裏行  
貳拾間

金百兩

神田紺屋町貳町目代地表田會間  
四間半裏行貳拾卷間壹尺

金三百兩

堺町表田會間三間裏行貳拾間

金八百兩

榑柘町表田會間九間裏行貳拾間

金五百兩

馬喰町三町目表京間七間貳尺  
五寸裏行貳拾貳間四尺

金三千兩

小船町三町目南角表京間八間  
壹尺壹寸裏行貳拾間三方屋敷新道  
附但荒布橋際川岸附荒布蔵添

金千兩

右同所統屋敷表京間四間  
六尺四寸裏行貳拾間兩面屋敷  
川岸附

金千九百兩

右同所統屋敷表京間八間  
貳尺壹寸裏行貳拾間兩面屋敷  
川岸附

金千三百兩

新材木町表京間拾間裏行  
町並新道附兩面屋敷川岸付

藏田七郎右衛門  
年力

熊野 元益  
年力

福山安兵衛  
年力

太田六之助  
年力

山田屋九兵衛  
年力

海保半兵衛  
年力

右 同 人  
年力

右 同 人  
年力

中村三右衛門  
年力

金五百兩

神田須田町貳町目表京間七間  
裏行町並

金貳百五十拾兩

神田須田町貳町目表京間五間  
裏行拾七間五尺

金百兩

龜井町表京間六間四尺五寸  
裏行拾四間八寸五步

金百貳拾兩

板本町貳町目表田會間五間  
裏行拾間但川岸附

一 金四千五百五拾壹兩  
銀貳匁四分

金千兩

米千三百拾壹石貳斗三升

金貳百六拾兩

米三百三拾六石

金五百八拾兩

大豆七百五拾五石五斗貳升

金貳百六拾兩

米三百三拾六石

伊勢屋長七  
年力

伊勢屋万助  
年力

堺屋忠兵衛  
年力

松本小左衛門  
年力

米 質 貸

丑正月限  
内田又三郎  
月イ

丑正月限  
大坂屋善三郎  
月イ

丑正月限  
川嶋茂兵衛  
月イ

丑正月限  
右 同 人  
月イ



三井江戸両替店史料補遺（田中）

金貳百四拾兩	丑正月限 白子屋権兵衛 月1	金貳千兩	關十一月限 右同 人 月1
大豆貳百八拾八石			
金貳百兩	丑正月限 右同 人 月1	金六百五拾兩	丑正月限 右同斷
大豆貳百六拾四石九斗六升			乾九兵衛 十一月至十二年イ 正月年ウ 右同斷
金三百兩	丑正月限 大坂屋善三郎 月1	金八百五拾兩	丑正月限 乾九兵衛 十一月至十二年イ 正月年ウ 沽券狀預
米三百八拾七石			
金貳百六拾兩	丑正月限 右同 人 月1	金千兩	丑正月限 内田又三郎 月1
米三百三拾七石貳斗			右同斷
金七百兩	丑三月限 高間伝兵衛 月1	金五百兩	丑正月限 奈良屋吉兵衛 月1
米九百九石六斗九升			右同斷
金四百七拾六兩	丑三月限 遠州屋甚三郎 月1	金四百兩	丑正月限 高橋孫左衛門 月1
銀貳匁四分			右同斷
米六百拾八石九斗壹升			
金貳百七拾五兩	丑二月限 兵庫屋安之助 月1	金七百兩	丑正月限 古川五郎兵衛 月1
米三百五拾八石			右同斷
一金四万五百兩	准后様貸附	金四千兩	十二月限 海保半兵衛 月1
内			右同斷
金貳千兩	丑正月限 村田治兵衛 月1	金三千兩	十二月限 右同 人 月1
	沽券狀預		右同斷
金貳千兩	關十一月限 海保半兵衛 月1	金三千兩	十二月限 右同 人 月1
	右同斷		右同斷

金貳千五百兩

十二月限

右 同人  
月イ

金貳千兩

十二月限

右 同人  
月イ

金貳百兩

丑正月限

田辺吉五郎  
月イ

金貳千兩

十二月限

右 同人  
月イ

金百五拾兩

丑正月限

岸村源兵衛  
月イ

金三千兩

十二月限

右 同人  
月イ

金三百兩

丑正月限

三河屋半兵衛  
月イ

金貳千五百兩

十二月限

右 同人  
月イ

金三百兩

丑正月限

右 同人  
月イ

金千兩

丑正月限

鴻池久兵衛  
月イ

金千兩

丑正月限

鴻池久兵衛  
月イ

金百兩

丑正月限

堀屋忠兵衛  
月イ

金百五拾兩

丑正月限

中川安右衛門  
月イ

金貳百兩

丑二月限

和泉屋甚左衛門  
月イセサ

金三百兩

丑正月限

奈良屋吉兵衛  
月イ

金貳千兩

十二月限

海保半兵衛  
月イ

金貳百兩

丑正月限

蔵田七郎右衛門  
月イ

金五百兩

丑二月限

河内屋作兵衛  
月イ

金貳千兩

十二月限

海保半兵衛  
月イ

一銀壹貫六百八拾七匁  
八分六厘六毛

大坂店  
指引残

三井江戸兩替店史料補遺（田中）

一金三百兩	京都店 定貨年ナ	一金九百六兩壹分	家方除金 指引残
一金貳拾兩	久間佐兵衛様	銀三拾七匁八分八厘五毛	
一金五兩	御同所様	一金七百五拾毫兩貳分	家方家守中 年賦貸
一金三百八拾兩	大岡越前守様 御組中	銀貳百七拾毫匁六分	
一金千兩	御門主様 丑七月限 年イ	金六万貳百貳兩貳分	有金銀
一金三百拾七兩	大久保右京亮様 御組中	銀五貫五百拾八匁四分貳毛	
一金八兩	御同所様 御組中	指引シテ	
一金百四拾六兩	三郎助様	金千四百八拾兩貳分	
一金九拾兩	宗右衛門様	銀五匁九分九厘五毛	
一金貳拾兩	杉岡弥太郎様 年ナ		
一金百兩	大塚次郎兵衛 活券狀預月力ナ	仕分 入方	家方子春 功納之外ニツ割高
一金三拾兩	久間佐兵衛様	金貳百五拾三兩壹分	利足入
		銀拾四匁八分壹厘	
		金貳千九百拾貳兩	
		銀五貫四百六匁九分七厘	

一 金四拾壹兩  
銀六貫貳百拾七匁六分  
五厘五毛

歩 打 入

内

金四拾壹兩

銀九匁四分五厘

牧野様方店被下以  
式拾人扶持代

銀六貫貳百八匁貳分五毛

歩切質銀銭  
売買直連徳

金三千貳百六兩壹分

銀拾壹貫六百三拾九匁四分三厘五毛

払 方

一 金千貳百貳拾五兩  
銀八拾匁九分八厘

利 足 払

金三百七拾五兩

定借金利足

金三百三拾六兩  
銀八匁

通用金利足

金百五拾兩

海保家質金  
代り六千兩利足

金三拾七兩貳分

右同断  
金千五百兩利足

金四拾兩

別貸家質金  
代り貳千兩利足

金百五拾兩

准后様御預  
金三千兩御利足

金百三拾六兩貳分  
銀七拾貳匁九分八厘

諸方御屋敷方  
寺社方町方  
預金利足

一 銀拾壹貫三百六拾貳匁五分

内

銀壹貫三百拾貳匁  
五分

名代支配人  
組頭役料

福井 道智  
御合力銀半減高

一 金七拾六兩壹分  
銀百七拾六匁八分九厘

店前入目

内

金貳拾兩  
銀六匁四分五厘

当季分  
店地代

金三分  
銀拾三匁貳分

当季分  
店会所地代

銀貳拾貳匁壹分

之割  
神田明神御神楽  
入目割兩替仲間  
行司割

金貳拾五兩  
銀貳拾四匁五分三厘


店所へ轉入目  
見勢疊表替諸  
銀面火事道具直  
代其外半季中  
付届入目等代

三井江戸両替店史料補遺（田中）

金貳拾貳兩三分

金七兩三分  
銀百拾匁六分壹厘

一 金貳百四拾九兩貳分  
銀拾三匁七厘

 金千五百五拾兩三分  
銀拾壹貫六百三拾三匁四分四厘

指引シテ

金千六百五拾五兩貳分  
銀五匁九分九厘五毛

内

金百兩

金貳拾五兩

金五拾兩

残而

金千四百八拾兩貳分  
銀五匁九分九厘五毛

春木彦七  
登り路用土座  
銀別等代

米質蔵結帳數  
改小揚實并深川  
蔵近所出火之節  
其外風強節欠附  
人足質銀總獨等  
之代

当季中店  
賄入目并手代  
子供小遣代

要金積除ル

店普請金  
積除ル

当季分  
為登金

右者当七月十五日方十二月晦日迄 閏月共六ヶ月半勘定書  
面之通御座ル 以上

宝曆六年

子十二月

勘定

北川要助（印）

森田忠助（印）

五十川太郎兵衛殿  
杉沢十右衛門殿  
深井助九郎殿  
高木佐二兵衛殿  
松野次郎兵衛殿  
小林彦兵衛殿  
角田利七殿  
丸山弥兵衛殿

右之通相違無御座ル 以上

（以下欠）